

①三権分立で3つに分けたのは何権？

法律を作る権利（**立法権**）

法律を守らせる権利（**行政権**）

違反者を処罰する権利（**司法権**）

②法律は国会でしか作れないことから、国会は何と呼ばれている？

（**唯一の立法機関**）

③そもそも法律がないと行政も司法も成り立たないことから国会は何と呼ばれている？

（**国権の最高機関**）

④国会には何院と何院がある？

民意を反映する（**衆議院**）

良識の府（**参議院**）

⑤それぞれの院の違いは？

衆議院の任期は（**4年**）で定数は（**480**）名。

解散は（**あり**）。

参議院の任期は（**6年**）で定数は（**242**）名。

解散は（**なし**）。

⑥民意を反映する衆議院が優遇されることを何と言う？

（**衆議院の優越**）

⑦法律案では参議院で反対されても、再度衆議院で2/3以上の賛成があれば決定できる。これを何と言う？

（**再可決**）